

○副議長(高水惣八君) 日程第十議案第十三号福生市国民年金印紙購入基金条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第十三号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

日、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本案審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員長より、第六条の条例の施行について必要な事項というのは、どういふものがあるのかとの質問に対して、これは本案例の施行規則であり、その他物品管理規則の一部改正を予定している。この条例の施行規則の中で基金の額は一千万円であるが、一カ月の需要額は大体福生市の場合、六千万円程度であるため施行規則の中で延納特約の規定をして五千万円ぐらゐり印紙

を借り入れるようにしていただきたい。

なお借り入れた場合、利息については無利息であるが、手数料の方が二分の一に減らされるわけであるが、大体このようないふ方法で運営していただきたいとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願いします。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十三号についで採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十一議案第十四号福生市学校給食センター運営審議会条例を議題といたします。

本会木については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でございますので、ただいま議題となりつております議案第十四号福生市学校給食センター運営審議会条例について審査の報告とその概要について御報告を申し上げます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず理事者の説明を受けた後に審査に入りました。
委員長より、今まで規則の八条に献立部会を置くことについていろいろも、

今度はいくつにわけて、そのような検討は別のところで行うのかとの質疑に
対しまして、献立部会はセンターの所長が招集をするものであり、本来、献
立部会と運営審議会とは別組織であるから、献立部会関係は運営審
議会から切り離して庶務規則の關係に条文文化したものであるとの答弁が
ございました。

続いて委員より、この審議会は地方自治法上の審議会かと思ふが、そうで
あるならば、これは学校給食センターのことだけでなくて、もっと広義の学校給
食の審議会ではないかといひたいのではないかと。したがって、このセンターという字は、
これは余分ではないかといふことは、こういう質問があったわけですが、これに對
して、確かに言われるやうなことになるかと思ふ。提案している議案はセン
ターの運営に関する条例なので、必ずしも解をしておいた方がよい。同時に、質
問の趣旨はよくわかるので、やういふ事態が出た時に時点を別途議案とし
て提出して審議を願いたいと思ふ。こういうやうな御答弁がございました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決を
すべしものと決定をした次第でございます。

当委員会報告どおり御可決をくださいますようお願い申し上げまして
審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十四号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第十二議案第十五号福生市体育施設不

例と議題といたします。

本会に付するは、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でございますので、ただいま議題となっております
ります議案第十五号福生市体育施設条例について審査報告とその審査
の概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より議案説明の後、質疑に入りました。

委員より、中宮球場の使用料は個人一回につき五十円となっている。

ジョギングをするにしても五十円を払わないと中に入れないことになるが、その点

市民会館等の文化施設等の関連からの考え方、これを伺いたいとの質疑
に對して、個人使用料は体育館でもいただいている。考え方としては、地

中の状況、また体育館ともあわせて場所を貸すということが個人の使用料

をいただくことで定めている。こういう御答弁がございました。

また委員より、市営競技場の団体料金の考え方であるが、一人でも福生市内に在住、在勤の人がいて、その人が代表で申し込めばいいのか。あるいは団体の半数以上が市内に在住の人がいれば市内料金となるのかとの質疑に對しまして、団体についてはチームを二団体と、このように考えていた。フィールドやトラック等を使う場合も団体で来た場合、そのように扱いたい。

料金のことであるけれども、市内外の別は、チームというか使う者が市外が多ければ市外料金といたる考え方を持つていなければならない。申請する場合市内外の区別はしなくいので申請者の良識によるといふことで運営をまわしていただく。こういう答弁がございました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告により御可決くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十五号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十三議案第十六号福生市特殊疾病患

者福祉手当条例を議題といたします。

本会に對する、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がござりましたので議案第十六号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

担当課長の説明を受けた後、質疑に入りまして、委員より、現在市内にはこのような難病にかかっている方がどれくらいおられるのかとの質問に対し、保健所からの資料によりますと、保健所の窓口を通して東京都に申請された方が百十名おられる。

また予算については福祉事務所第二係の関係で障害手当を受け、人工透析を受けている方と悪性リウマチの方が約四十名いるので百十名から四十名を差し引いた七十名分を予算化しているとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

直報とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第十四議案第十七号福祉市消防団に関する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第十七号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、報酬の支払内容について、第十一条の懲戒について第十三条に違反した場合、対象となるか。十三号の四号の政治運動に介して立候補することができるのか。また青梅線東側に分団がないが、団員は何人ぐらいいるかとの質問に対して、報酬の支払方法であるが、現在まで慣例で年二回支払うすべて団長に委任状を出していたが、団長に支払っている。今後同様の方法でやっていきたい。

十三号に違反した場合の懲戒処分は現実に起こり得ると思う。団員の政治活動に関連しての立候補は公職選挙法第八十九条のただし書きで除

かれていたので立候補することはできる。

また青梅線東側の団員数は十名ぐらいであるとの答弁がされました。

また委員より、青梅線以东の地域は大変広いが、消防自動車の操法は六人ぐらいでできると思うが、この地域に消防車の配備ができないかとの質問に対して、今後、消防団、町会長、議員等の意見をいただき今後の検討課題とさせていただきます。

また委員より、消防団の災害保険についての質問がされました。これについては東京印中市町村消防団員等災害保障等組合があり、その中に福生市も一括加入している。保障については死亡が二千万円、障害については一級から十四級まであり、最高の一級が二千万円、十四級が七十五万円あります。また遺族保障年金の支給と遺族保障の一時金がある。これは一定の基準率があり調整して支払うとするとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は、委員長長の報告のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第十五議案第十八号昭和五十九年度福生

市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本会については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託

してありますので、各委員長から報告をお願いします。まず総務委員長
東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でござりますので、ただいま議題となり

ております議案第十八号昭和五十九年度福生市一般会計補正予算第
七号歳入及び歳出予算のうら総務委員会所管分について審査の報告と
その概要を御報告を申し上げます。

(議案不審査報告書) 別添参照

審査の方法でございますが、歳入全般と第二表地方債補正を審査した後に
教育費を除く歳出を審査して、その後教育費の審査を行いました。

まず歳入全般と第二表地方債の補正についての理事者の説明を受けた後
に審査に入りました。

委員より、九条の調整交付金は申請事業について認められたものに対し
てつく補助金と同じような性質のものである。そのうち一〇%ぐらいは維持費に
認めもらうようは陳情等を事務担当員として行ったことがある。この

ような質疑に對しまして、使途の制限をつけたい方法での改正について強く運動してゐるところであるが、各省庁の所管問題がネックになつてゐるようである。成果が得られたい、このような実態である。ウニで、でき得れば一般財源に近い形での使ひ道への拡大だけでも一日も早くできるよくなればといふことで事務担当省も全国のまた事務協議会の中でも研究をしてゐるし、市長の集まりの協議会にも意見具申等して全国的な運動を防衛片に對して行つてゐるところである。このような御答弁がありました。続いて歳出のうち教育費を除く部分については、委員より、仮称第八小学校建設基金費の現在高はどのくらいかとの質疑に對しまして、理事省より現在までに一億九千九百五十万一千円を取り崩してゐるので、最終的には二百七十九万円となるということでございました。

次に教育費については、委員より、仮称熊川野球場新設工事に要する経費で、工事請負費が二千四百四十五万八千円と大幅減となつてゐる。この理由を伺いたいの質疑に對しまして、当初、国からの借り入れ面積を一万二千九百平方メートル予定してゐたが、種々折衝の結果、この借り入れ面積が八千平方メートルと

変わつてきたことによる工事費の減額であるとの答弁でございました。

さらに委員より、一、小、一中の屋上防水工事請負費の減額及び五小の講堂防音改築工事費の減額の根拠を伺いたいの質疑に對しまして、学校整備費についてはそのほとんどが国の補助金、即ち補助金で実施をしており、当初予算を計上する上においては各事業において防衛片あるいは東京部と事業費の協議を行つてゐる。適正な単価算出が大変難しいために対前年度比五%以内に見込んで予算を見積もつてゐる現状である。事業費の減額あるいは入札差金等も含めた減額が主で理由であるとの答弁がありました。

その後にお諮りをいたしましたところ、当委員会所管分については全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第でござります。

何とが当委員会の報告であり御決定くださいますようお願い申し上げます。当委員会、審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書については御参考としていただきたいと思います。以上でござります。

○副議長(高水惣八君)

次に建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がござりましたので議事第十八号について
審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

この補正では期末による調整で財源の振りかえが主なものであるとの
説明があった後、質疑に入りました。失火就労者の人数は何名ぐらいか。
緑地推進費の保全奨励金を受けている対象はどのくらいあるか。また
公園整備費の財源内訳を教えてもらいたいとの質問に対して、失火就
労者は一名の人が死亡したので現在男一名と女四名で計五名である。

また緑地推進費は補正後の面積は平地林で二万二千八百八十五平方
メートルで三百十六万七千四百四十九円で、準山林は一万一千三十五平方メー
トルで三百四十二万二千二百五十四円になる予定であると。

公園整備費の財源は七百万円の国庫支出金は防衛の九条の補助金
を充当し、一般財源で七百万円の振りがえと同時に今回の補正五十二万円を

プラスして一般財源で五百五十二万円と防衛補助金で七百万円であり、整備費
に要した費用の中で九条関係の補助金は千七百万円であるとの答弁があ
りました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定
した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
審査報告をさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がござりましたので、議事第十八号の
厚生委員会所管分について、委員会における審査概要を御報告申し上げ
いたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議事審査報告書) 別添参照
内容説明の後、質疑に入りましたところ、委員より、老人福祉費は対

要人員が減ったための減となったと言われたが、待期している方がゼロだったために減額したのか。これに対して、現任待期者は八人おられるが、施設の満杯で順番が来ない。福生市においても相当数いるのではないか。今後、地域の施設であきが出た所にお願ひして入所に努力していきたい。

委員より、福祉会館の外壁塗装工事代で千八百八十九万八千円の減額であるが、当初、足場と新品を使用するとの説明があったように思うが、実際の工事に関してその点でどうなっているのか。これに対して、当初の設計は新品という点ではなくあくまでも足場は損料の形で計算しているとの説明がされました。

委員より、児童措置費で現在福生においては五十九年度は国の徴収基準額に対してどのくらいの割合になっているのか。これに対しては、国基準の五〇・四％であるとの説明がされました。

また、し尿処理費の内容についての質問に対して、補償料の内容ですが、横浜、松戸、日野等の状況を参考として積算した。事業がなっている中で、県民に對する援助ということで月額二百六十万円掛ける六ヵ月分の千五百六十

万円。それから長い間福生市の事業に尽くしたことを考慮しての報償金が千二百四十八万円。この計算内容は二百六十万円月額掛ける六ヵ月分、この千五百六十万円に対して係数で〇・五％を掛け、さらに事業をやった年数十六年間を掛けた金額、これが千二百四十八万円。また車両の損料が約四十万円、これらの内容で積算をしたと、このようは説明がなされました。

また委員より、今回のし尿処理の補償料の内容について福生市の処理方法に関して他市に与える影響もあると思われるので、互に金銭の事業主だけでなく働いている人のためにもなるよう、特に配慮をお願いしたい。事業主と使用者との間の、ごとの起きやすいよう指導をお願いしたいとの要望もなされました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○副議長（高水惣八君） 以上で各委員長長の報告は終わりました。